いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月30日

いすみ市長　　小　路　正　和

いすみ市告示第153号

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱の一部を改正する告示

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱（平成29年いすみ市告示第197号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　市長は、食、文化等の地域固有の魅力と観光とを組み合わせたガストロノミーウォークを円滑に実施することにより、いすみ市の更なる魅力の向上、情報の発信、観光による交流人口の拡大等を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的として、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。	（趣旨） 第１条　市長は、食、文化等の地域固有の魅力と観光とを組み合わせたガストロノミーウォークを円滑に実施することにより、いすみ市の更なる魅力の向上、情報の発信、観光による交流人口の拡大等を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的として、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。
（交付の申請） 第４条　実行委員会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （１）　事業計画書 （２）　事業収支予算書 （３）　その他市長が必要と認める書類	（交付の申請） 第４条　実行委員会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第３条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。
（交付の決定） 第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、実行委員会に通知するものとする。	（交付の決定等） 第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第４条の規定により補助金を交付するかどうかの決定をし、補助金の交付を決定したときは、規則第６条に規定する補助金等交付決定通知書により実行委員会に通知するものとする。
（変更等の承認） 第６条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた実行委員会は、当該決定に係る補助事業の内容若しくは経費の配分を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。 ２　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の内容の変更等を承認したときは、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により、実行委員会に通知するものとする。	

改　正　後	改　正　前
（実績報告） 第７条　実行委員会は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （１）　事業収支決算書 （２）　経費を支払ったことを証する書類（領収書等の写し） （３）　その他市長が必要と認める書類	（実績報告） 第６条　補助金の交付の決定を受けた実行委員会は、補助事業が終了したときは、速やかに規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に報告しなければならない。
（補助金の額の確定） 第８条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付確定通知書（様式第６号）により、実行委員会に通知するものとする。	（補助金の額の確定） 第７条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等交付確定通知書により実行委員会に通知するものとする。
（交付の請求） 第９条　前条の規定により補助金の額の確定を受けた実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。	（交付の請求） 第８条　前条の規定により補助金の額の確定を受けた実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。
（交付の特例） 第10条　（略） ２　実行委員会は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金概算払交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。	（交付の特例） 第９条　（略） ２　実行委員会は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、規則第17条第２項に規定する補助金等概算払（前金払）交付請求書を市長に提出しなければならない。
（その他） 第11条　（略） 様式第１号　別紙 様式第２号　別紙 様式第３号　別紙 様式第４号　別紙 様式第５号　別紙 様式第６号　別紙 様式第７号　別紙 様式第８号　別紙	（その他） 第10条　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

【改正後】

様式第１号（第４条関係）

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　所　在　地
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金の交付を受けたいので、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　円

２　補助事業経費の内訳

事　業　費	負　担　区　分			備　考
	自 己 財 源	そ の 他	市補助金等	
円	円	円	円	

３　添付書類
（１）　事業計画書
（２）　事業収支予算書
（３）　その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）
本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□個人番号カード　□（　　）
在籍確認　確認者（　　）□（　　）

【改正前】

（新設）

【改正後】

様式第２号（第５条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第５条の規定により、通知します。

記

１　決定内容　　交付　・　不交付

２　補助金交付決定額　　円

３　交付の条件

（１）　補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

（２）　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（３）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

４　不交付の理由

【改正前】

（新設）

【改正後】

様式第３号（第６条関係）

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　所　在　地
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

　　年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定された補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第６条第１項の規定により、申請します。

記

１　変更（中止・廃止）の内容

２　変更（中止・廃止）の理由

３　変更（中止・廃止）の経費内訳

区　分	事　業　費	負　担　区　分			備　考
		自己財源	その他	市補助金等	
変更後	円	円	円	円	
変更前	円	円	円	円	

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

【改正前】

（新設）

【改正後】

様式第４号（第６条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、承認したので、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

なお、補助事業の変更（中止・廃止）に伴い、当該補助金の交付決定額を下記のとおり変更します。

記

１　変更（中止・廃止）後の補助金交付決定額　　円

２　変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額　　円

【改正前】

（新設）

【改正後】

様式第５号（第７条関係）

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金実績報告書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

所　在　地
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

　　年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定された補助金に係る補助事業については完了したので、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額　　円

２　補助事業経費の内訳

事　業　費	負　担　区　分			備　考
	自 己 財 源	そ の 他	市補助金等	
円	円	円	円	

３　添付書類
（１）　事業収支決算書
（２）　経費を支払ったことを証する書類（領収書等の写し）
（３）　その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

【改正前】

（新設）

【改正後】

様式第６号（第８条関係）

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付確定通知書

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定した補助金については、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第８条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額　　円

【改正前】

（新設）

【改正後】

様式第７号（第９条関係）

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付請求書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

請求者　所　在　地
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

　　年　　月　　日付け　　達第　　号をもって交付確定された補助金について、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求額　　円

２　補助金振込先口座

<table>
<tr><td rowspan="2">金融機関名</td><td colspan="9">銀行・信用金庫（組合）
労働金庫・農協・漁協</td></tr>
<tr><td colspan="9">本店　・　支店　・　支所</td></tr>
<tr><td>種　　別</td><td>１　普通
２　当座</td><td>口座番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フ リ ガ ナ</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>口 座 名 義</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

【改正前】

（新設）

【改正後】

様式第８号（第10条関係）

いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金概算払交付請求書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

請求者　所　在　地
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号
Ｅ－ｍａｉｌ

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定された補助金について、いすみ市ガストロノミーウォーク実行委員会補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

１　補助金交付決定額　　円

２　補助金概算払交付請求額　　円

３　補助金振込先口座

<table>
<tr><td rowspan="2">金融機関名</td><td colspan="9">銀行・信用金庫（組合）
労働金庫・農協・漁協</td></tr>
<tr><td colspan="9">本店　・　支店　・　支所</td></tr>
<tr><td>種　　別</td><td>１　普通
２　当座</td><td>口座番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フ リ ガ ナ</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>口 座 名 義</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

【改正前】

（新設）